

「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

将来にわたり、安定的且つ的確にごみ処理を行っていくため、一般廃棄物処理施設の配置や整備の方針等を定めると共に、新清掃工場の整備方針やスケジュール等の計画を「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」として策定します。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

廃棄物施設課（市役所 5 階）、市政情報室（中央コミュニティセンター 2 階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成 27 年 10 月 15 日（木）～ 11 月 16 日（月）（必着）

・募集方法

「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所廃棄物施設課
- 2 F A X：043-245-5473
- 3 電子メール：shisetsu.ENR@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：廃棄物施設課（市役所 5 階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成 27 年 11 月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設課

電 話 043-245-5243

ファクシミリ 043-245-5473

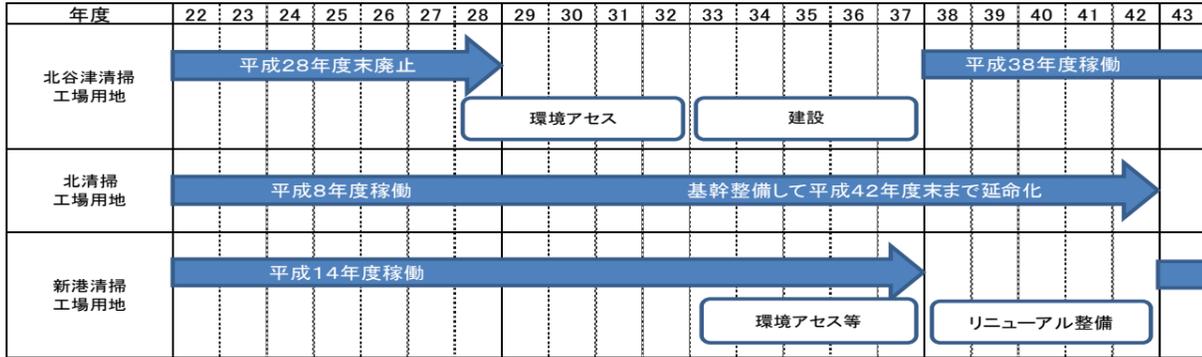
電子メール shisetsu.ENR@city.chiba.lg.jp

千葉市一般廃棄物処理施設基本計画（案）の概要

1 一般廃棄物処理施設整備計画

焼却施設・リサイクル施設・最終処分場・汚水処理場の将来的な施設配置等のあり方について、長期的・総合的な視点で検討した「千葉市一般廃棄物処理施設整備計画」では、整備スケジュールを下図の通り計画している。

(焼却施設)



(リサイクル施設)

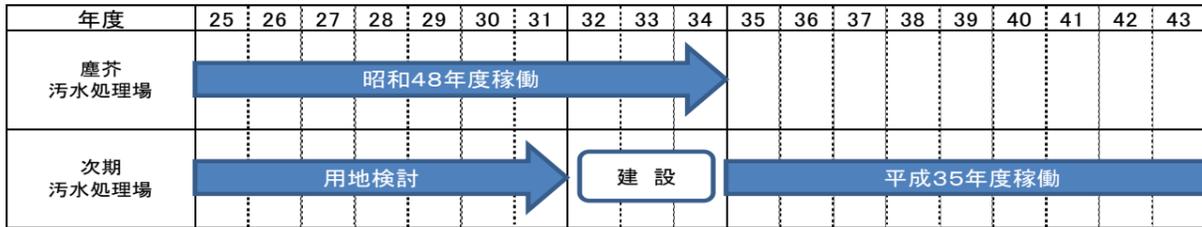


(最終処分場)



(平成44年度稼働予定)

(汚水処理場)



2 一般廃棄物処理施設基本計画（新清掃工場）

現在の3清掃工場運用体制から、3用地2清掃工場運用体制へ移行する。

■ 新清掃工場の整備コンセプト

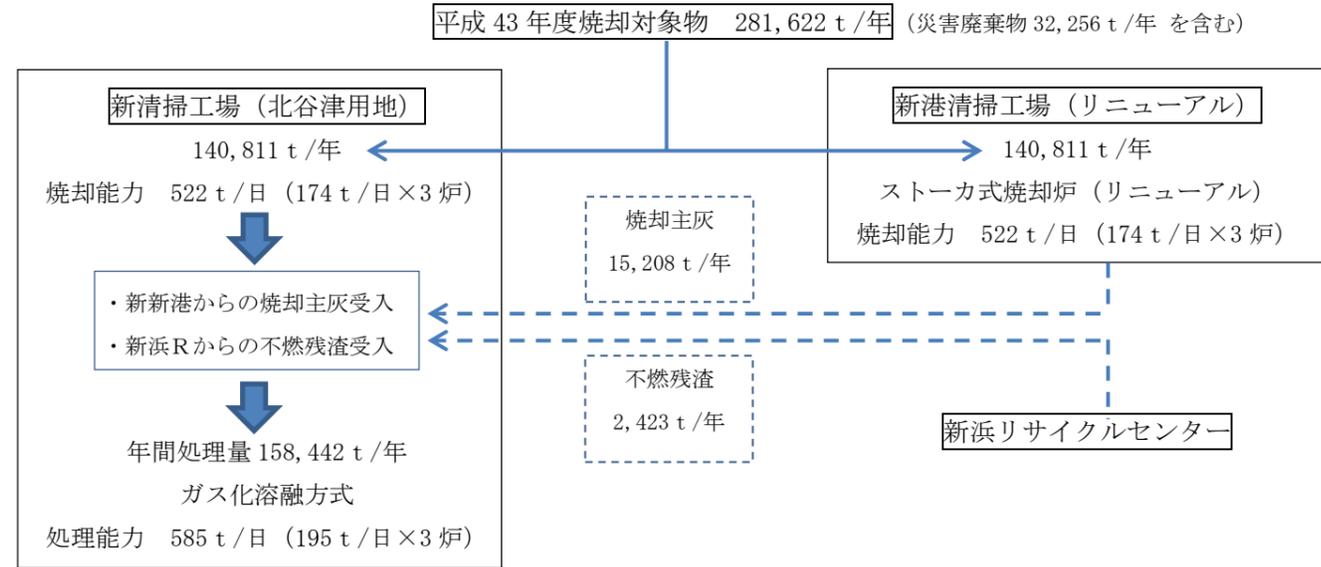
- | | | |
|----------------|-----------------|-------------|
| 1 安全で安定稼働できる施設 | 2 循環型社会に適応した施設 | 3 環境にやさしい施設 |
| 4 災害に強い施設 | 5 環境意識の充実を図った施設 | |

■ 新清掃工場の焼却方式

- 最終処分場延命化を考慮し、多様なごみ質に対応できるガス化溶融（シャフト又は流動床）を採用する。
- リニューアル整備する新港清掃工場は、ストーカ式とするが灰溶融設備は付帯しない。

■ 新清掃工場の施設規模

- 廃棄物処理施設整備交付金要綱では、災害廃棄物の処理についても強化を求められていることから、従来の可燃ごみ量に加え、災害廃棄物を含め施設規模を検討する。
- 新清掃工場、新港清掃工場（リニューアル）の焼却ごみ量は2等分とする。
- 新清掃工場は最終処分場延命化を考慮し、他工場の焼却主灰、新浜リサイクルセンターの不燃残渣を処理することとし、その量を加味する。



■ 新清掃工場の公害防止計画

- 新清掃工場の公害防止計画値は、現北谷津清掃工場と比較して、全項目で厳しい値とした。

	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
現北谷津清掃工場	0.08	K値=1.75 (約130)	300	430 (700mg/m ³ N)	1
新清掃工場	0.01	10	30	10	0.1

■ 最終処分場の延命化

- 本市唯一の最終処分場である新内陸最終処分場は、現在のまま埋立を継続した場合、平成43年度には埋立が完了する見込みである。
- 本計画に従って清掃工場が整備されることにより、他施設の焼却灰や不燃残渣についても資源化が図られて最終処分量が減少し、埋立完了は平成49年度まで6年間の延長が見込まれる。

■ 温室効果ガス排出量

- 新清掃工場の整備によって、温室効果ガス排出量は現状よりも9%程度の削減となる。

■ 定期修繕時の対応

- 2清掃工場運用体制においては、1工場が定期修繕（オーバーホール）によりごみの搬入を停止する間（約15日間）は、市内のごみ全量を残る1工場で受け入れる必要があるため、新清掃工場のごみピット容量は受入量に十分な余裕をもった計画とし安定した処理体制を可能としている。